

# 前橋市市税条例の改正について（議案第 4 1 号）

市民税課・資産税課

## 1 改正の理由

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 道路交通法の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

### (1) 法人市民税

新たに法人市民税の納税義務者となった法人の申告について定める規定において、番号法の引用条項を改める。

### (2) 軽自動車税

身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免申請の際に提示する運転免許証について、免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）によることができることとする。

## 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日